

「舞鶴市議会基本条例」及び
「第 20 期舞鶴市議会基本条例実行計画」
(令和 2 年 12 月～令和 4 年 10 月)
検証結果

令和 4 年 10 月
舞鶴市議会

- CONTENTS -

検証結果の概要	1
検証方法等	2
検証結果の総評	2
各条文の検証結果（内容は別紙）	4
各取組の検討課題等	4

[別紙]

基本条例と実行計画の比較検証（各条文の検証結果）	6
--------------------------	---

[添付資料]

- 実行計画に対する実績等（令和2年12月～令和4年10月）
- 舞鶴市議会基本条例（平成30年10月7日制定）
- 第20期舞鶴市議会基本条例実行計画（平成30年12月26日策定）

検証結果の概要

【検証の趣旨】

平成30年10月に議会基本条例を制定し、議会活性化の取組を積極的に推進してきました。その中で、議会の取組実績を踏まえ、実行計画の実績を評価検証するとともに、基本条例の目的や方向性と照らし合わせることで、議会の「見える化」及びその責任と役割を明確化するものです。

◆ 検証内容

- 実行計画の取組実績と基本条例を確認し、整合性や活動量を検証
- 会派で検証作業を実施し、その結果を議会運営委員会で集約
- 結果は点数や等級ではなく評価点と反省点のコメントで整理

◆ 検証結果

☞ 整合性に問題なし

第20期実行計画に係る取組は、計画期間前半に検討した内容の継続や検証も含めて順次検討を進め、議会基本条例の条文に照らして、その整合性には問題ないとの結論を出した。

☞ さらに充実に向けた検討の余地あり

活動量や取組方法の工夫などにより、さらに充実させる余地があるものと考えられることから、次期においては、今期の計画全体を再度見直した上で、舞鶴市議会基本条例の前文に掲げる3つの基本目標の具現化を目指す新たな実行計画を策定するものとする。

◆ 検証結果の反映

☞ 現時点で条例や実行計画の見直しは不要

☞ 個別の取組に係る検討課題等を来期（第21期）に申し送る

舞鶴市議会基本条例と第 20 期実行計画の検証

令和 4 年 10 月
議会運営委員会

舞鶴市議会基本条例第 25 条の規定に基づき、議会活動に関する検証を行い、その結果を取りまとめた。

今後の取組に反映させるとともに、より良い議会を目指し、市民の負託に応える活動を行っていくものとする。

1 検証方法等

(1) 検証方法

第 20 期実行計画（舞鶴市議会基本条例第 24 条の規定に基づく「具体的な取組に関する計画」）に定める取組の実施状況と条文との整合性や活動量を評価

(2) 対象期間

令和 2 年 12 月～令和 4 年 10 月

(3) 検証手順

- ① 議会運営委員会において、第 20 期実行計画の取組状況を確認
- ② 各会派において、取組の実施状況と条文との整合性や活動量について協議
- ③ 議会運営委員会において、各会派の協議結果について意見交換（会派に所属しない議員の意見も聴取）
- ④ 議会運営委員会において、検証結果としての評価意見を取りまとめ

2 検証結果の総評

第 20 期実行計画に定める取組は、計画期間前半の 2 年間で、順次検討が進められており、今回の対象である後半 2 年間は、前半から継続した取組が多かったものの、議会基本条例の条文に照らして、その整合性は問題ないものと認められる。

しかしながら、活動量のほか、取組方法の工夫などにより、さらに充実させる余地があるものと考えられることから、今後の課題として十分な検討が必要である。

舞鶴市議会基本条例の前文に掲げる 3 つの基本目標に対する評価は、以下のとおり。

(1) 市民に開かれた議会

前半2年間に引き続き、ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開してきたほか、新たに委員会の映像配信や動画による活動報告を開始し、議会の「見える化」をさらに促進できたものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、感染対策に配慮しながら「市民と議会のわがまちトーク」を実施し、政策提言につなげることができた。

一方で、広聴機能については、さらなる充実を図る必要があり、また、発信する情報の量や手段が増える中、ホームページやFMまいづるを活用した情報発信などは、継続的に実施しているものの、その方法等については、工夫の余地があるとする。

主な取組・成果

- Facebook のフォロワー数 415 [R4.9.30 現在]
＜2年間で194%増＞
- YouTube のチャンネル登録者数 281 [R4.9.30 現在]
＜2年間で253%増＞
- ホームページ総アクセス数 96,737 [R2.10.1～R4.9.30]
＜任期前半2年間に比べ157%増＞

(2) 議会機能の充実

4 常任委員会が、重点事項に関する調査研究（先進地視察、市内現地視察、関係団体や市民との意見交換等）を通じて政策提言を取りまとめ、市長に提出したほか、第7次舞鶴市総合計画前期実行計画の進捗状況を確認し、より良い取組に向けた意見を提出するなど、政策に関与する機能を発揮しているものとする。

また、有識者を議会アドバイザーとして委嘱し、その助言を得ながら議論するとともに、多くの議員研修会の機会を創出し、議員個々からの研修報告（所感）も共有して議員力の向上を図ったほか、議案審査の在り方を見直すなど、チェック機能の充実にも取り組んだ。

しかしながら、通年議会や政策条例の検証など、議論が継続している事項もあるほか、さらなる充実に向けて議論する余地がある事項もあるため、今後も引き続き積極的に検討していくが必要である。

主な取組・成果

- 市への政策提言 21 項目（2年間合計）
- 国に対する意見書の提出 9 件（2年間合計）
- 議員研修会 9 回（2年間合計）

(3) 効率的・効果的な議会運営

有識者の講演、市民との意見交換会、議員全員での議員間討議、議会活性化特別委員会における協議、会派における協議、舞鶴市特別職報酬等審議会への諮問など、多くの手法により検討し、結論を整理した。

また、新型コロナウイルス感染症を含めた災害時のみならず、必要に応じてオンライン会議が開催できる制度と体制の構築のほか、タブレット端末の導入などにより、効率的・効果的な議会運営を促進した。

さらには、議会におけるコロナ対応を随時整理し、必要に応じて議会本部会議を開催するなど迅速に対応するとともに、様々な想定の下で防災訓練や情報伝達訓練を繰り返し、議会における危機管理に関する意識の醸成と、いざという時に機能する仕組みの維持・発展に取り組んだ。

主な取組・成果

- 議員の定数及び報酬の検討（定数は1減、報酬は現行どおり）
- オンライン会議の運用開始
- 防災訓練（地震・大雨・火災想定）の実施 10回（2年間合計）

3 各条文の検証結果

別紙のとおり

4 各取組の検討課題等

(1) 効果的な情報発信の検討

- ・ YouTubeチャンネルの登録者数増加と有効活用の取組を検討すべき
- ・ Facebookの投稿内容や投稿の迅速化について検討すべき
- ・ 媒体に応じた役割分担、ターゲットなどの広報戦略を検討すべき

(2) 市民の意見を反映させる仕組みの検討（広聴機能の強化）

- ・ 議会モニターや議会報告会なども含め、手法の多様化を検討すべき

(3) ホームページによる情報発信

- ・ 見やすいものとする工夫について検討すべき

(4) 本会議・委員会の映像配信

- ・ 執行機関側を映すなど、映像の工夫について検討すべき
- ・ 配信映像への字幕や手話通訳の挿入などを検討すべき

(5) 所信表明の推進

- ・ 所信表明の公開や質疑の実施について検討すべき

(6) 議員間討議の検討

- ・ 議案の審査も含め、効果的な活用場面について検討すべき

- (7) 議員力の向上
 - ・ 研修会等における各議員の所感の共有について検討すべき
- (8) 議会図書室の充実
 - ・ スペースや機能を含め、議会図書室の在り方から検討すべき
- (9) 代表質問・一般質問の活用
 - ・ あらためて質問時間や反問権について検討すべき
- (10) 委員等の任期の検討
 - ・ 専門性や政策提言を見据え、あらためて委員の任期を検討すべき
- (11) 政策条例の提案
 - ・ 条例の立案に向けたサポート体制について検討すべき
- (12) 会議のあり方の検討
 - ・ 予算決算委員会の在り方について検討すべき
- (13) 会派のあり方の検討
 - ・ あらためて会派構成人数の在り方について検討すべき
- (14) 議会における危機管理の検討
 - ・ 災害時における議員の役割の明確化について検討すべき
- (15) 予算要望の検討
 - ・ 議会活性化の経費も含め、必要な予算の確保について検討すべき
- (16) 他市との交流・連携の促進
 - ・ 行政の広域連携に対応した議会の連携について検討すべき
- (17) 市長等と議会との関係
 - ・ 議事機関としての役割の再認識とそれを踏まえた取組を検討すべき

議会基本条例と実行計画の比較検証

【検証の対象とする基本条例の条文】		
<p>(議会の活動の原則)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。</p> <p>(2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。</p> <p>(3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。</p> <p>(4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による事務の執行について監視し、評価すること。</p> <p>(5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。</p>		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
FMまいづるを活用した情報発信	No.1	
児童生徒の議会学習機会の提供	No.2	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
傍聴環境の充実	No.5	
ホームページによる情報発信	No.6	
市議会だよりの発行	No.7	
議案や会議資料の公開	No.8	
本会議の映像配信	No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	No.10	
委員会の映像配信	No.11	
舞鶴市総合計画の点検評価	No.16	
通年議会の検討	No.23	
政策条例の提案	No.34	
政策条例の検証	No.35	
政策提言に向けた委員会活動	No.36	
会議のあり方の検討	No.39	
先例集等の見直し	No.41	
I C Tの活用	No.42	
議選監査委員のあり方の検討	No.49	
【検証意見】		
<p>コロナ禍の中、令和4年には、「市民と議会のわがまちトーク」を開催することができ、市民意見を踏まえた政策提言という形で市政に反映することができた。また、情報の積極的な公開や発信の面では、委員会の映像配信の開始等により充実が図られた。</p> <p>FM放送やホームページによる情報発信など、個別の取組には工夫の余地があり、不断の議会改革に努める意味でも、継続的な検討が必要である。</p>		

【検証の対象とする基本条例の条文】

(議員の活動の原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研鑽に努めること。
- (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。

【条文に関連する実行計画の取組】

取組項目	取組実績の該当ページ	備考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
議員間討議の検討	No.17	
議員力の向上	No.20	

【検証意見】

議員間討議については、委員会における意見調整の場面で実施しているが、議案審査における議員間討議も含めて、さらに積極的な活用に向けて検討していく必要がある。
議会としての研修の場は、多く設定することができた。これに加え、各個人による研鑽も必要である。

【検証の対象とする基本条例の条文】

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

【条文に関連する実行計画の取組】

取組項目	取組実績の該当ページ	備考
所信表明の推進	No.14	

【検証意見】

議会運営委員会とともに、積極的に議論を進め、議会の活性化が図られた。
中立で公平な議会運営については、十分ではなかったとの意見と、中立で公平な議会運営がなされていたとの意見が出されており、今後も多くの理解が得られるよう努める必要がある。

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(会派) 第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 (1) 議員の活動を支援すること。 (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。 (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議員力の向上	No.20	
政策条例の提案	No.34	
政策条例の検証	No.35	
会派のあり方の検討	No.43	
【検証意見】		
新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な調査研究活動は困難であったが、会派内での協議を通じて、円滑かつ効率的な議会運営が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(災害時の対応) 第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。 2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議会における危機管理の検討	No.46	
【検証意見】		
状況に応じて新型コロナウイルス感染症に関する危機管理体制を協議し、対応したほか、特別委員会を設置して調査を行い、市や国などへ意見・要望を发出するなど、的確な対応が図られた。 また、様々な想定による訓練を重ねて行い、災害時の対応の充実が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(会議の公開等) 第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)等を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
本会議の映像配信	No.9	
委員会の映像配信	No.11	
【検証意見】		
コロナ禍においても、感染対策に配慮した傍聴環境を整えた。また、委員会の映像配信を開始したほか、議場の音響設備改修や本会議映像の最適化などにより、公開性の担保とともに、見やすさ、聞きやすさの向上が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(広報及び広聴の充実) 第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
FMまいづるを活用した情報発信	No.1	
児童生徒の議会学習機会の提供	No.2	
効果的な情報発信の検討	No.3	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
傍聴環境の充実	No.5	
ホームページによる情報発信	No.6	
市議会だよりの発行	No.7	
議案や会議資料の公開	No.8	
本会議の映像配信	No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	No.10	
委員会の映像配信	No.11	
活動記録のあり方・見せ方の検討	No.12	
ICTの活用	No.42	
【検証意見】		
ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開し、新たに動画による活動報告を開始するなど、広報の充実に努めたが、情報量の増加に伴い、ホームページの見やすさの向上や、情報発信の媒体に応じた役割分担などを検討する必要がある。また、広聴機能の充実については、今後も多様な取組の検討が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市民の参画) 第 10 条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。 2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。 3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
参考人制度の活用	No.18	
【検証意見】		
「市民と議会のわがまちトーク」や委員会単位での団体等との意見交換会により、市民との意見交換の機会が確保されたが、このほかにも、意見交換の場の充実に向けて検討していくことは必要である。 また、参考人制度の活用や請願者の説明機会の設定などは継続的に実施しており、市民参画の機会が確保された。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市長等と議会との関係の基本原則) 第 11 条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
舞鶴市総合計画の点検評価	No.16	
附帯決議の活用	No.19	
【検証意見】		
適切な緊張関係の保持に努めているものの、議事機関としての役割が果たせるよう認識を深めるとともに、取組を検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(質疑及び質問)		
第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、これを市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。		
2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式若しくは分割方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
代表質問・一般質問の活用	6-No.22	
議案審議のあり方の検討	6-No.24	
【検証意見】		
質問力向上のための研修を行ったほか、質問形式や発言通告の見直しなども行い、代表質問・一般質問が積極的に活用された。		
委員会における質疑の進め方を見直し、充実が図られた。		
今後も、市民に分かりやすいものとするための取組は、検討していく必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(専門的知見の活用)		
第16条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議員力の向上	No.20	
【検証意見】		
一般質問を研究する学識経験者を議会アドバイザーとして委嘱し、その助言を得ながら検討を進めたほか、図書館や公共交通に関する学識経験を招いて講演会を行うなど、専門的知見を活用した議会機能及び政策立案機能等の強化が図られた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(交流及び連携の推進) 第17条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の 該当ページ	備考
他市との交流・連携の促進	No.50	
【検証意見】		
<p>コロナ禍により交流機会は減少したが、オンラインによる視察のほか、近隣市議会の研修会へ積極的に参加し、交流が図られた。</p> <p>連携に発展させるためにも、今後の更なる取組を検討していく必要がある。</p>		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(委員会の活動) 第18条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。 2 委員会は、調査研究等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 3 前2項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)に定めるところによる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の 該当ページ	備考
舞鶴市総合計画の点検評価	No.16	
委員等の任期の検討	No.25	
委員会視察の反映	No.26	
政策条例の提案	No.34	
政策条例の検証	No.35	
政策提言に向けた委員会活動	No.36	
委員会の活動計画の策定	No.37	
会議のあり方の検討	No.39	
【検証意見】		
<p>コロナ禍により、十分な調査研究は困難であったが、オンラインによる視察等の調査研究や委員間での議論を重ね、政策提言につなげるなど、活動計画に定める重点事項に沿った活動を行ったほか、議案審査において、質疑を細分化し、市民に分かりやすい議論とするなど、適切な運営が図られた。</p>		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会事務局の体制整備) 第 20 条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議会事務局の機能強化	No.32	
【検証意見】		
研修会などにより、事務局機能の強化が図られた。 議会の取組を維持・発展させていくためには、議会事務局の機能や体制の充実が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会図書室の充実等) 第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議会図書室の充実	No.21	
【検証意見】		
議会報編集部会の選書による蔵書の充実など、適正な管理運営が行われたが、機能の充実に向けては、更なる取組の検討が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(予算の確保) 第 22 条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
委員会の活動計画の策定	No.37	
予算要望の検討	No.50	
【検証意見】		
<p>予算作業部会による検討などにより、必要な予算の確保が図られた。 議会活性化のための経費も含め、議事機関として必要な取組に要する予算の確保が必要である。</p>		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
<p>第 23 条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 27 号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 20 年条例第 22 号)に定めるところによる。 2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。</p>		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	No.4	
議員の定数及び報酬の検討	No.40	
【検証意見】		
<p>市を取り巻く現状、将来予測など資料のほか、学識経験者による助言や市民との意見交換会、また、舞鶴市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえて議員間で議論を重ね、結論が出されたことは、条文に沿った必要かつ十分な取組であった。</p>		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の確実な履行) 第24条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
なし	—	
【検証意見】		
実行計画に基づいて適切かつ確実に活動が実行された。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の見直し) 第25条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議会基本条例の検証	No.15	
【検証意見】		
活動実績と条文との比較検証を行い、条例の見直しについて検討が行われた。		